

令和3年度

JASSO 障害学生支援 理解・啓発セミナー

障害のある学生の修学支援について

文部科学省 高等教育局 学生・留学生課



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

障害者施策の流れ

- 平成18年12月 国連総会にて「障害者の権利に関する条約」採択
- 平成19年 9月 条約に日本署名(賛同)
- 平成23年 8月 「障害者基本法」の改正
- 平成24年12月 「障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告(第一次まとめ)」の取りまとめ → **取り組むべき事項及び取り組む際の観点を整理**
- 平成25年 6月 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(「障害者差別解消法」)の公布
- 9月 「第3次障害者基本計画」閣議決定
- 平成26年 1月20日 条約の批准書を国連に寄託 ⇒ 2月19日効力発生
- 平成27年 2月24日 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」閣議決定
- 10月30日 国立大学協会にて国立大学の「国等職員対応要領」雛形の作成・提供
- 11月 9日 私立の大学・短期大学・高等専門学校を含む関係事業者への「文部科学省事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」の告示
- 平成28年 4月 「障害者差別解消法」の施行 (※施行後3年を目途に見直し)の検討開始)
- 平成29年 3月 「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告(第二次まとめ)」の取りまとめ → **取組の具体的な進め方と留意事項を整理**
- 平成30年 3月 「第4次障害者基本計画」閣議決定
- 令和 3年 6月 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律」の公布

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）①

障害者基本法
第4条

基本原則
差別の禁止

第1項：障害を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止

何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

第2項：社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止

社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。

第3項：国による啓発・知識の普及を図るための取組

国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

I. 差別を解消するための措置

具体化

差別的取扱いの禁止

国・地方公共団体等（国公立学校など）
民間事業者（私立学校など）

法的義務

合理的配慮の不提供の禁止

国・地方公共団体等（国公立学校など）
民間事業者（学校法人など）

法的義務

努力義務

法的義務

具体的な対応

政府全体の方針として、差別の解消の推進に関する基本方針を策定（閣議決定〔H27.2〕）

- 国・地方公共団体等 ⇒ 当該機関における取組に関する要領を策定※
- 事業者 ⇒ 主務大臣が事業分野別の指針（ガイドライン）を策定

※ 地方の策定は努力義務

実効性の確保

- 主務大臣による民間事業者に対する報告徴収、助言・指導、勧告

II. 差別を解消するための支援措置

紛争解決・相談

- 相談・紛争解決の体制整備 ⇒ 既存の相談、紛争解決の制度の活用・充実

地域における連携

- 障害者差別解消支援地域協議会における関係機関等の連携

啓発活動

- 普及・啓発活動の実施

情報収集等

- 国内外における差別及び差別の解消に向けた取組に関わる情報の収集、整理及び提供

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）②

- 障害者基本法（第4条）の差別の禁止の基本原則を具体化した法律
- 障害者に対する『不当な差別的取り扱い』や『合理的配慮の不提供』を差別と規定し、国・地方公共団体等（国公立大学）や事業者（私立大学）に対し、差別の解消に向けた具体的取り組みを求めている。**
- 『障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針』の策定について規定
- 職員が適切に対応するために必要な『職員対応要領』、事業者の適切な対応・判断に資するための『事業者対応指針』の策定について規定（事業者は対応指針を踏まえ、具体的場面や状況に応じて柔軟な対応が期待）
- 主務大臣は、事業者に対する報告徴収、助言・指導、勧告をすることができる。

	不当な差別的取扱いの禁止	合理的配慮の提供	職員対応要領	事業者対応指針
国	義務 (第7条1項)	義務 (第7条2項)	義務 (第9条1項)(※2)	所掌する分野について策定義務(第11条1項)(※3)
地方公共団体 (公立大学)	義務 (第7条1項)	義務 (第7条2項)	努力義務 (第10条1項)	— (※1)
国立大学	義務 (第7条1項)	義務 (第7条2項)	義務 (第9条1項)	— (※1)
事業者 (私立大学)	義務 (第8条1項)	努力義務 (第8条2項) → 義務	—	対応指針(※3)の対象

※1 各機関が**対応指針を策定する際**、例えば、教育分野に携わる職員の対応に関する内容は、**文科省が定める対応指針のうち、教育分野の内容を参照することが想定される。**

※2 平成27年12月25日 文部科学省訓令第31号 『文部科学省における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領』

※3 平成27年11月9日 文部科学省告示第180号 『文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針』

→ 平成27年12月9日 27文科高第849号 『文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針の策定について』(高等教育局長通知) 3

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律の概要 (令和3年法律第56号)

経緯

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。)附則第7条においては、施行(平成28年4月)後3年を経過した場合に事業者による合理的配慮の在り方その他の施行状況について所要の見直しを行う旨規定されている。このため、障害者政策委員会において議論が行われ、令和2年6月に意見書が取りまとめられている。この意見書等を踏まえ、以下の措置を講ずる。

概要

障害を理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、事業者に対し社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をすることを義務付けるとともに、行政機関相互間の連携の強化を図るほか、障害を理由とする差別を解消するための支援措置を強化する措置を講ずる。

1. 国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加

国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力しなければならないものとする。

2. 事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化

事業者による社会的障壁(障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの)の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供について、現行の努力義務から義務へと改める。

3. 障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化

- (1) 基本方針に定める事項として、障害を理由とする差別を解消するための支援措置の実施に関する基本的な事項を追加する。
- (2) 国及び地方公共団体が障害を理由とする差別に関する相談に対応する人材を育成し又はこれを確保する責務を明確化する。
- (3) 地方公共団体は、障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報(事例等)の収集、整理及び提供に努めるものとする。

※施行期日:公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日

参考

障害者差別解消法では、行政機関等と事業者は、事務・事業を行うに当たり、障害者から何らかの配慮を求められた場合には、**過重な負担がない範囲**で、社会的障壁を取り除くために**必要かつ合理的な配慮(合理的配慮)**を行うことを求めている。

(※障害者差別解消法(改正法施行前)においては、行政機関等は義務、事業者は努力義務とされている。)



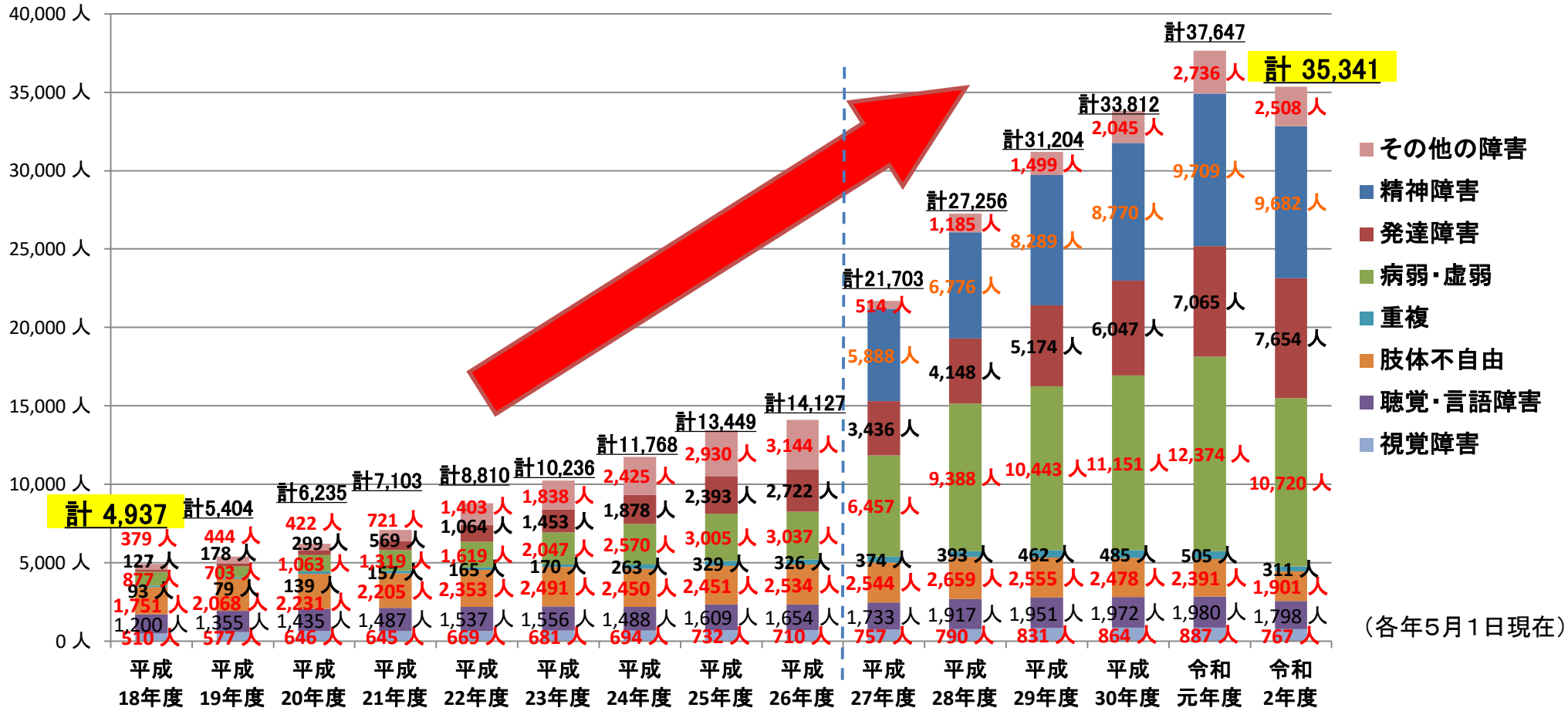
段差がある場合に、スロープなどで補助する



意思を伝え合うために絵や写真のカードやタブレット端末などを使う

障害のある学生の在籍者数

出典：令和2年度大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査（日本学生支援機構）



(各年5月1日現在)

※1 本調査における「障害学生」とは、「身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳及び療育手帳」を有している学生又は「健康診断等において障害があることが明らかになった学生」をいう。

※2 「病弱・虚弱」とは、心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、肝臓等の機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害、神経疾患、悪性新生物等、及び身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とするものを含む。

※3 「精神障害」は平成27年度よりカテゴリーとして独立。平成26年度までは「その他」に含む。(平成24年度から「その他」の内訳を調査(平成26年度の「その他」3,144人中、精神疾患・精神障害は2,826人、慢性疾患・機能障害は247人、知的障害46人、それ以外25人))

※4 グラフの数値には、「大学」「短期大学」「高等専門学校」における人数を含む。ただし、研究生、科目等履修生、聴講生及び別科生は含まない。

障害者基本計画(第4次(H30~R4)) ①

平成30年 3月 閣議決定

Ⅲ 分野別施策の基本的方向 9. 教育の振興

(3) 高等教育における障害学生支援の推進

- 大学等が提供する様々な機会において、障害のある学生が障害のない学生と平等に参加できるよう、授業等における情報保障やコミュニケーション上の配慮、教科書・教材に関する配慮等及び施設のバリアフリー化を促進する。
- 障害のある学生一人一人の個別のニーズを踏まえた建設的対話に基づく支援を促進するため、各大学等における相談窓口の統一や支援担当部署の設置、支援人材の養成・配置など、支援体制の整備や、大学間連携等の支援担当者間ネットワークの構築を推進する。
- 障害学生支援についての姿勢・方針、手続などに関する学内規程や、支援事例を大学ホームページで公表することを促進する。加えて、これらの学内規程や支援事例のガイダンスにおける学生への周知を促進する。
- 障害のある大学生の就職を支援するため、学内の修学支援担当と就職支援担当、障害のある学生への支援を行う部署等の連携を図り、学外における、地域の労働・福祉機関等就職・定着支援を行う機関、就職先となる企業・団体等との連携やネットワークづくりを促進する。
- 障害のある学生の支援について理解促進・普及啓発を行うため、その基礎となる調査研究や様々な機会を通じた情報提供、教職員に対する研修等の充実を図る。
- 大学入試センター試験において実施されている障害のある受験者の配慮については、障害者一人一人のニーズに応じて、ICTの活用等により、より柔軟な対応に努めるとともに、高等学校及び大学関係者に対し、配慮の取組について、一層の周知を図る。
- 障害のある学生の能力・適性、学習の成果等を適切に評価するため、大学等の入試や単位認定等の試験における適切な配慮の実施を促進する。
- 大学等の入試における配慮の内容、施設のバリアフリー化の状況、学生に対する支援内容・支援体制、障害のある学生の受入れ実績等に関する大学等の情報公開を促進する。

「障害者の権利に関する条約第1回日本政府報告」(抜粋)(平成28年6月、国連に提出)

164. …高等教育における支援の推進として、障害のある学生への個々の障害特性に応じた情報保障やコミュニケーション上の配慮、施設のバリアフリー化、入試等における適切な配慮、大学等における情報公開を推進することとしている。

➤ 基本計画の実施状況は、障害者政策委員会が監視、国連に報告される

障害者基本計画(第4次(H30~R4)) ②

障害者基本計画 関連成果目標

9. 教育の振興(高等教育部分の抜粋)

指標	現状値(令和2年度)	目標値(令和4年度)
障害学生が在籍する大学等において、 <u>授業に関する支援を実施している大学等の割合</u>	82.7%	おおむね100%
障害学生が在籍する大学等において、 <u>授業以外の支援を実施している大学等の割合</u>	74.3%	おおむね100%
障害学生支援に関する規程等、又は障害者差別解消法に関する <u>対応要領、基本方針等を整備している大学等の割合</u>	69.6%	100%
障害学生支援担当者を配置している大学等の割合	96.0%	100%
<u>紛争の防止、解決等に関する調整機関を設置している大学等の割合</u>	50.7%	100%
ホームページで <u>障害学生支援情報を公開している大学等の割合</u>	58.1%	100%
ガイダンスにおいて、障害学生支援の手続などに関する <u>学内規程や支援事例等を周知している大学等の割合</u>	22.2%	100%
障害学生が在籍する大学等において、 <u>就職先の開拓、就職活動支援を実施している大学等の割合</u>	23.5%	おおむね100%
障害学生が在籍する大学等において、 <u>障害学生向け求人情報の提供を実施している大学等の割合</u>	22.5%	おおむね100%
<u>入試要項等への障害学生への配慮に関する記載を行っている大学等の割合</u>	85.8%	おおむね100%

障害のある学生の修学支援に関する検討会(平成28年度) 第二次まとめ(概要)

- 平成28年4月の障害者差別解消法の施行等を踏まえ、各大学等において障害のある学生支援の体制が整備されてきたが、**これらの学生の在籍者数の急増に伴い、今まで以上に対応が困難な状況や新たな課題が生じている。**
- こうした状況を踏まえ、**障害者差別解消法の施行を踏まえた高等教育段階における障害のある学生の修学支援の在り方**について検討を行うため、「**障害のある学生の修学支援に関する検討会**」を開催。平成29年3月に検討結果を「**第二次まとめ**」として取りまとめ。(第二次まとめの全文や参考資料は文部科学省HPからダウンロードできます。
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/074/gaiyou/1384405.htm)

第一次まとめの進捗状況

全体的に一定の進捗。一方で未だ不十分な部分もあり、一層の体制整備や専門人材の育成が必要。

検討の対象範囲

- 第一次まとめの検討範囲を踏襲。
- 加えて、第一次まとめで議論できなかった「教育とは直接関係しない学生の活動や生活面への配慮」も対象。(参考となる配慮事例を提示。)

差別解消法を踏まえた「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮」の考え方

(1) 基本的な考え方

- 「不当な差別的取扱い」: 正当な理由なく何らかの条件を付すこと。正当かどうかは個別事案ごとに判断。一般的・抽象的理由は不適切。
- 「合理的配慮」: 第一次まとめを踏襲。「社会モデル」の理解が不可欠。

具体的な内容

(2) 大学等における実施体制

各大学の規模等を踏まえ、複数の大学等による資源の共有の工夫が重要。①事前的改善措置(中・長期的な取組)、②学内規程(対応要領や障害学生支援に関するルール作成・公表)、③組織(主なものは意思決定機関の「委員会」、一元的対応の「専門部署・相談窓口」、調整機関の「第三者組織」)

(3) 合理的配慮の決定手順

①障害のある学生からの申出(学生自ら必要な支援申出が出来るような視点も重要。原則根拠資料必要。)、②学生と大学等による建設的対話(学生本人の意思決定を尊重)、③内容決定の際の留意事項(教育の目的・内容・評価の本質部分を変えない)、④決定内容のモニタリング

(4) 紛争解決のための第三者組織

中立的立場で調停できる組織。調停が不調の場合の学外の相談・調停窓口に関する情報の周知も重要。

各大学等が取り組むべき主要課題とその内容

(1) 教育環境の調整

変えることのできない教育の目的・内容・評価の本質を確認・維持した上で、提供方法の調整やアクセシビリティを確保する。

(2) 初等中等教育段階から大学等への移行(進学)

高等学校や特別支援学校高等部等で提供されてきた支援内容・方法等の大学等への引き継ぎの円滑化、大学等からの情報発信強化が重要。

(3) 大学等から就労への移行(就職)

障害者雇用促進に関する様々な制度やサービス、機関があり、学内にも就職支援関係部署が複数あるため、一般の学生に比べて就職活動が複雑。そのため、早い段階から学生に多様な情報や機会を提供するとともに、関係機関間のネットワーク作りが重要。

(4) 大学間連携を含む関係機関との連携

地域・課題単位での多層的な連携が必要。生活面への配慮を要する相談は、福祉行政・事業者と連携し、公的サービスやボランティアも含めた幅広い支援の検討が望まれる。

(5) 障害のある学生への支援を行なう人材の養成・配置

組織的な支援を適切に行なうため、様々な専門知識や技術を有する支援人材の養成・配置が不可欠。

(6) 研修・理解促進

教職員に加えて、支援補助学生を含めた学生全体に対する理解促進の取組も重要。

(7) 情報公開

支援に関する姿勢・方針や取組は積極的に公開する。これらの公開にあたってはアクセス可能な形で情報提供することが重要。

社会で活躍する障害学生支援センター(仮称)の形成

障害のある学生支援の充実には関係者の共通理解と努力が不可欠。また、支援の手法に関する調査・研究・開発・蓄積と、これらの成果の現場への普及・共有が必要。

→ 幹事校と連携校、連携機関(福祉・労働行政、企業等)からなるセンターの形成。

【今後の議論が望まれる課題】

障害のある留学生への支援、障害のある学生への支援に積極的な大学等への評価、障害のある学生がいることを前提にした災害対策、障害のある教職員への支援

趣旨

◆共生社会の実現に向けた取組を加速し、より積極的に障害者の活躍の場の拡大を図るため、平成31年1月に文部科学副大臣のもとに省内の関係課で構成される「障害者活躍推進チーム」を設置。同年4月に学校教育、生涯学習、スポーツ、文化芸術の各分野において、より重点的に進めるべき6つの政策プランを打ち出した。さらに、令和2年7月に高等教育段階における新たな政策プランを加え、障害者が個性や能力を生かして我が国の未来を切り開くための施策を横断的・総合的に推進。

障害者の社会における活躍推進に向けて重点的に進める7つの政策プラン

1 障害のある人とともに働く環境を創る ～文部科学省における障害者雇用推進プラン～

文部科学省において、障害者と共に働く環境を創り、障害者が意欲と能力を発揮し、活躍できる場の拡大に向けた取組を推進。

- ①障害者雇用促進に向けた基礎的な取組<実務責任者や障害者職業生活相談員の配置、職員研修の充実等>
- ②法定雇用率の達成に向けた採用の取組<プレ雇用、ステップアップ制度の導入等>
- ③職場定着し活躍できる職場環境作りの取組<職務のサポートを行う支援者等の配置、早出遅出勤務等の人事管理面での配慮>

3 障害のある人の生涯にわたる多様な学びを応援する ～障害者の生涯学習推進プラン～

学校卒業後の障害者の生涯にわたる主体的・継続的な学びの場の充実に向けて教育・学習面の条件整備を行い、障害者の真の社会参加や自立の実現を目指す。

- ①学びの場の充実に向けた基盤の整備<自治体や大学、企業等が連携し、学びの場の拡充にむけた体制整備を推進>
- ②コンファレンスの実施<障害理解促進や学びの場の担い手育成を目的とした協議会を全国各地域で開催>
- ③生涯学習機会の充実に向けた調査研究<合理的配慮や障害特性を踏まえた学びの場づくりについて調査研究>

5 障害のある人のスポーツ活動を支援する ～障害者のスポーツ活動推進プラン～

障害者が身近な場所でスポーツに親しめる環境づくりを加速化。

- ①小・中・高等学校に在籍する障害のある児童生徒のスポーツ実施環境の整備<大学における障害者スポーツの指導者育成のカリキュラム導入の推進等>
- ②障害のある人がスポーツを実施するための拠点の整備<スポーツを試すために必要な要素をそろえた普及拠点の見える化>
- ③スポーツイベントにおける障害者の観戦のしやすさの向上<会場づくりや運営方法について好事例を収集>

7 障害のある人の大学等の学びを支援する【新規】 ～高等教育の学びの推進プラン～

障害のある学生がその意欲と能力に応じて大学等で学べる機会を確保することができ、多様な価値観や様々な経験を持つ学生が相互に刺激を与えながら切磋琢磨するキャンパスの実現を目指す。

- ①大学間連携等による障害学生支援体制の強化
- ②障害学生支援の好事例やロールモデルの収集・展開
- ③学生に対する「心のバリアフリー」の取組の促進
- ④大学等の執行部等に対する合理的配慮等についての周知啓発

2 発達障害等のある子供達の学びを支える ～共生に向けた「学び」の質の向上プラン～

学校等における発達障害等のある児童生徒に対する指導や支援に関する知見を集約・整理し、教師に還元することで、通級による指導を含む特別支援教育の充実を図り、児童生徒の学びの質の向上につなげていく。

- ①通級における指導方法のガイドの作成
- ②「家庭・教育・福祉の連携」の確実な推進
- ③教師の特別支援教育に関する専門性を高めるための仕組みの検討

4 障害のある人の文化芸術活動を支援する ～障害者による文化芸術活動推進プラン～

障害者による文化芸術活動を推進することで、誰もが多様な選択肢を持ちうる社会の構築、文化芸術活動全般の推進や向上、新しい価値の提案、共生社会の実現に寄与。

- ①鑑賞や創造、発表の機会の拡充等の総合的な支援
- ②全国の小・中・特別支援学校等の子供たちへの鑑賞・体験機会の提供、作品展示等の発表の場の提供等
- ③共生社会づくりのための事業支援、芸術活動を支援する人材育成への支援
- ④日本博をはじめとする東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした文化プログラムの推進

6 障害のある人が教師等として活躍することを推進する

～教育委員会における障害者雇用推進プラン～

教師の養成、採用、入職後にわたる総合的な取組により、障害者が教師等として活躍できる環境整備を推進。

- ①教師に係る障害者雇用の実態把握
- ②教職課程における障害のある学生の支援に係る好事例の収集・発信
- ③教員採用試験の改善
- ④相談支援体制の構築や支援スタッフの配置などの好事例の収集・発信
- ⑤障害のある教師が働きやすい環境整備
- ⑥教師以外の職員の障害者雇用の推進

障害のある人の大学等の学びを支援する ～高等教育の学びの推進プラン～

背景

- ・平成28年4月の障害者差別解消法の施行により、「障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止」や「合理的配慮の提供」が法的に義務化ないし努力義務化。
- ・「障害者基本計画（第4次）」（計画期間：平成30年度～令和4年度）において、高等教育における障害のある学生に対する支援を推進することが求められている。
- ・「ユニバーサルデザイン2020行動計画」において、共生社会に向けた「心のバリアフリー」の取組を加速させるため、学生及び大学関係者の理解を促進するための各大学等の積極的な取組を促すことが求められている。

現状・課題

障害のある学生数の増加

- ・障害のある学生の在籍者数の増加
H22：0.9万人 ⇒ R1：3.8万人（約4.3倍）
- ・障害のある学生の在籍校数の増加
H22：785校 ⇒ R1：937校（約1.2倍）

担当部署・担当職員の配置状況

- ・障害学生支援の担当部署を設置している大学等
95.9%（うち専門部署を設置 22.2%）
- ・障害学生支援の担当者を配置している大学等
95.2%（うち専任の担当者を配置 19.5%）

障害学生支援の取組状況

- ・障害のある学生が在籍している大学等のうち、授業に関する支援を実施している大学等 85.3%
- ・障害学生支援に関する規程等を整備している大学等 59.5%
- ・紛争の防止、解決等に関して対応する機関がある大学等 46.8%
- ・ホームページで障害学生支援情報を公開している大学等 50.8%
- ・障害のある学生が在籍している大学等のうち、就職先の開拓、就職活動支援を実施している大学等 20.1%

大学間連携等の状況

- ・大学間連携を含む関係機関との連携を行っている大学等 45.6%

高等教育の学びの推進プラン

各大学単独ではなく組織的なアプローチによる支援

①大学間連携等による障害学生支援体制の強化【2021年度～】

これらの課題を解決するには、**各大学等が単独で取り組むだけでは限界**。
先進的な取組や知見を持つ、**複数の大学等がプラットフォームを形成し、各大学や学生等がそこへ相談できる体制の強化**を図る。これらの取組を通じ、将来に向けJASSO等を含め大学等が相談できる常設の組織を検討。

②障害学生支援の好事例やロールモデルの収集・展開【2021年度～】

支援人材確保のため、**地方公共団体等の学外リソースを活用している好事例**や、情報公開や就職支援等の**取組が進んでいないものについて、好事例を収集し各大学等へ展開**。特に、障害のある学生は、まわりにロールモデルをみつけづらい状況にあるため、**就職後のイメージを確立できるようなロールモデルの事例を収集し、各大学等へ展開**。

学生同士の主体的な学びの支援

③学生に対する「心のバリアフリー」の取組の促進【2020年度～】

学生が学生をサポートする「**ピア・サポート**」の取組を促進。サポートされる学生はどのようなサポートが必要かを積極的に他者に伝えサポートする学生は障害や障害のある学生についての理解を深めていく。**新たな経験や他者とのコミュニケーションを通じ、学生同士の主体的な学びを促進**するため、令和2年度より、**学内ワークスタディ経費において障害学生支援の取組を重点的に支援**。

大学等の執行部・教職員に対する周知啓発

④大学等の執行部等に対する合理的配慮等についての周知啓発【2021年度～】

平成28年4月施行の障害者差別解消法の見直しの検討を踏まえ、大学等に対する情報提供や周知啓発を強化。特に、**学生の受入れや予算配分等に権限や責任のある私立大学等の執行部に対する情報提供や周知啓発を強化**。

○全ての学生がその意欲と能力に応じて大学等で学べる機会を確保
○多様な価値観や様々な経験を持つ学生が相互に刺激を与えながら切磋琢磨

共生社会の実現

令和3年度障害者施策関係予算（高等教育における障害学生支援の推進）

- **障害のある学生の修学・就職支援促進事業** <令和3年度予算額:36百万円（令和2年度予算額:30百万円）>
先進的な取組や知見等がある大学等プラットフォームを形成し、各大学等からの相談対応、地域における障害学生支援のネットワーク形成への支援、好事例の収集・発信等を実施
- **国立大学法人運営費交付金等**
従前は、障害学生学習支援等経費や情報発信促進等経費を事項指定して計上していたが、現在は、基幹（一般）運営費交付金に組替えし、大学の裁量で自由に使用できる経費として計上
このほか、障害のある学生等の修学を支援するために必要な設備の整備を支援
- **私立大学等経常費補助**
障害のある学生の受入れ人数や障害のある学生に対する具体的配慮の取組状況に応じて加算措置
- **国立大学等施設整備**
国立大学等施設のバリアフリー化を含む施設整備費の補助
- **私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費補助**
私立大学等施設のバリアフリー化を含む施設整備費等の補助
- **独立行政法人日本学生支援機構における学生生活支援事業**
多様な学生に対する支援の充実を図るための大学等の学生指導担当教職員等に対する研修会や障害のある学生に対する修学支援その他学生支援業務の充実に必要な調査を実施

背景・課題

- 大学等に在籍する障害のある学生数は約3.8万人^{※1}であり、平成22年から令和元年の10年間で約4.3倍に増加。
- 一方、障害学生支援の専門部署を置いている大学等は全体の22.2%^{※1}、専任の担当者を配置している大学等は19.5%^{※1}であり、障害のある学生のさらなる受入れに際して、一層の体制整備や支援人材の養成等が必要。
- また、障害のある学生への相談窓口を設置している大学等は76.7%^{※1}、紛争の防止や解決等に関する調整を行う機関を設置している大学等は46.8%^{※1}であり、障害のある学生からの相談対応や調整機能の強化も必要。

※1出典：令和元年度大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書（独）日本学生支援機構

- これらの課題を解決するには、各大学等が単独で取り組むだけでは限界。
- 「障害者基本計画（第4次）」（平成30年3月閣議決定）においても、大学間連携等の支援担当者間ネットワークの構築を推進することが求められているものの、大学間連携を含む関係機関との連携を行っている大学等は45.6%^{※1}にとどまっている状況。

先進的な取組や知見を持つ複数の大学等が連携するプラットフォームを形成し、各大学等が利用することにより、支援の充実を図っていく。

「経済財政運営と改革の基本方針2020」（令和2年7月閣議決定）

第3章 「新たな日常」の実現

4. 「新たな日常」を支える包摂的な社会の実現

（3）社会的連帯や支え合いの醸成

…障害者の学びを推進するほか、障害者雇用の促進や、多様な障害特性に応じた職場定着支援、地域における障害者就労支援…着実に推進する。

「障害者基本計画（第4次）」（平成30年3月閣議決定）

障害のある学生一人一人の個別のニーズを踏まえた建設的対話に基づく支援を促進するため、各大学等における相談窓口の統一や支援担当部署の設置、支援人材の養成・配置など、支援体制の整備や、大学間連携等の支援担当者間ネットワークの構築を推進する。

「文部科学省障害者活躍推進プラン⑦ 高等教育の学びの推進プラン」（令和2年7月策定）

障害のある学生がその意欲と能力に応じて大学等で学べる機会を確保することで、多様な価値感や様々な経験を持つ学生が相互に刺激を与えながら切磋琢磨するキャンパスの実現を目指す。

- ①大学間連携等による障害学生支援体制の強化、②障害学生支援の好事例やロールモデルの収集・展開、③学生に対する「心のバリアフリー」の取組の促進、④大学等の執行部等に対する合理的配慮等についての周知啓発

事業概要

①大学や学生等からの相談への対応

大学等からの支援体制の整備や支援方法についての相談や、合理的配慮の提供や支援内容等に関して困りごとを抱える学生等からの相談に対して、専門的な助言や提案を行う。

②地域における障害学生支援ネットワークの形成支援・連携

大学等連携プラットフォームへの参加大学等を増やすだけでなく、地域における障害学生支援ネットワークの形成支援や既存の障害学生支援ネットワークとの連携等を実施。

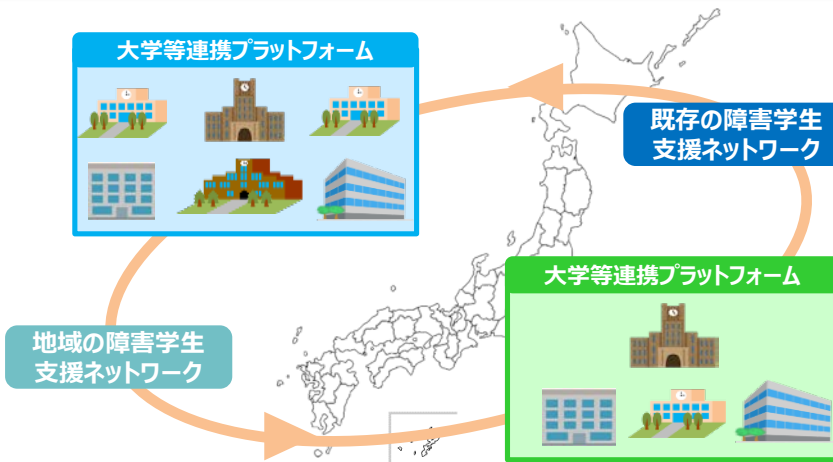
③好事例やロールモデルの収集・展開

各大学等で取組が進んでいないもの（情報公開、就職支援等）やコロナ禍における合理的配慮の提供等についての好事例を収集するとともに、各大学等へ展開。

さらに、就職後のイメージを確立できるようなロールモデルの事例を収集し、各大学等へ展開。

④効果的なピア・サポートの事例収集・展開

学生への「心のバリアフリー」を促進するため、学生が学生をサポートする「ピア・サポート」の効果的な実施方法等についての事例を収集・展開。



【期待される効果】

- 既存の障害学生支援ネットワークを含め、組織的なアプローチによる障害のある学生を支援
- 障害学生支援の好事例や利用可能な学外リソース等を情報提供
- ピア・サポートの取組を推進することにより、学生への「心のバリアフリー」を促進 等

大学等連携プラットフォームを形成し、組織的なアプローチにより、各大学等の支援の充実を図る

【東京大学】障害と高等教育に関するプラットフォーム形成事業； PHED事業成果報告 2017年～2019年度

東大 PHEDでは先進的な大学をネットワーク化して知識と経験を集約し、それらを他のすべての大学に共有できる体制を3つの柱を中心に展開した。

- ①障害学生支援スタンダード構築
- ②キャリア移行・就労支援の連携構築
- ③障害のある学生のエンパワメント

代表校：東京大学
連携校：筑波大学
 富山大学
参加機関：
AHEAD JAPAN
ACE
PEPNet—Japan

1. 障害学生支援スタンダード構築

障害学生支援のスタンダード構築として、8つのSIG（テーマ別専門部会）を立ち上げ、39名のメンバー（大学等17校、企業・団体13機関）が参加。各SIGでは、それぞれに専門的研修(CBI: Capacity Building Institute)の企画・実施、障害学生支援スタンダード(QI: Quality Indicator)の構築を進めた。専門委員全体が一同に集い議論するサミット（SIGサミット）も計3回開催した。

SIG ACCESS (アクセシビリティ) 学内バリアフリーの促進;合理的配慮;入試における配慮提供)	SIG EP (防災) 災害等緊急時における障害学生支援; 大学内の防災対策強化; 地域防災システムとの連携
SIG AT (支援技術) 支援機器の確保と準備; ICT活用修学・生活支; 援技術活用の促進	SIG ET (就労移行) 障害学生インターンの促進; 地域就労移行支援サービスの活用; 産学官の連携ネットワーク
SIG CSW (キャンパスソーシャルワーク) 学内コーディネートの在り方; 地域支援; サービスの活用; 学外連携	SIG LAW (法・制度) 障害者差別解消法など根拠法の遵守; 合理的配慮提供に関する理解啓発; 障害による差別的根拠と法的処置
SIG DG (根拠資料とアセスメント) 障害者手帳・診断書等の根拠となる資料やアセスメントの在り方; 学内での取り扱いガイドラインの策定推進	SIG TS (テクニカルスタンダード) 教育の本質に関する再検討; 職務要件としての専門的技術の在り方; 学内外実習等における合理的配慮の在り方

QIについてはこちらを参照：<https://phed.jp/about/standard.html>
専門的研修（CBI）にともなうシンポジウム4回、ワークショップ6回、ウェビナー15回、総計25回開催。CBI参加者は延べ2,636名、参加機関は高等教育機関168校。

2. キャリア移行支援・産学連携構築

産学官の連携体制を整え、障害学生のキャリア支援や就労移行・社会移行に必要な知見の共有を図った。SIG-ET（就労移行支援に関する専門部会）では大学におけるキャリア・就労支援のあり方についてのスタンダードをまとめ、QIとした。また、連携する団体等のキャリア支援やインターンシップの企画運営に協力したり、大学関係者への情報提供や企業との接続などを行ってきた。

＜SIGによるネットワークの広がり＞

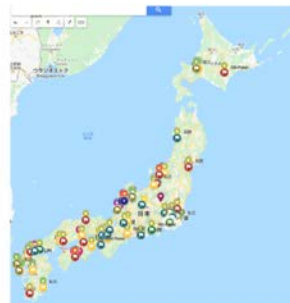


図1. 日本全国のPHED事業参加校・機関及び地域ネットワーク形成参加校・機関

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
参加校登録 (部費登録含む)	10校	延べ15校 国立8 私立・短大7 公立0 高等0	延べ61校 国立22 私立・短大32 公立6 高等1
参加企業・団体登録	3機関 企業0 団体3	延べ4機関 企業1 団体3	延べ62機関 企業42 団体40
計	13機関	19機関	延べ123機関

＜地域・エリアごとのネットワーク形成＞

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
情報交換会	2エリア	延べ5エリア	延べ8エリア
開催エリア (新規エリア)	熊本 H30/2/15 福岡 H30/2/20	+札幌 H30/7/23~ +長崎 H30/11/30~ +富山 H31/2/28~	+東京 R1/5/28~ +高知 R1/7/23~ +福井 R1/9/5~
参加延べ人数	延べ45名 熊本 21名 福岡 24名	延べ119名 +札幌 16名 +長崎 28名 +富山 30名	延べ249名 +東京 72名 +高知 24名 +福井 34名

3. 学生エンパワメント

エンパワメントについては、障害学生が参加し、自己決定とセルフ・アドボカシーについて議論することが主軸の一つとなっているDO-IT Japanとの連携による取り組みを積極的に行った。また障害学生や支援学生の相談やAT活用などを促進するため、H.C.R.国際福祉機器展、ATライブラリーなどの機会を通してATを体験・フィッティングする機会を設けたり、PHEDやSIGなどの専門家や同じ障害のある仲間との接続機会を設けた。実際に、PHEDなどの協力により、障害学生本人が勉強会や学生ネットワークを立ち上げるなど自主的な活動の実現につながった。



その他の活動

- ATライブラリー：PHED事務局内に100点以上の機器およびソフト・アプリケーションなどを取りそろえ、ライブラリーとして展示や情報提供を行なった。開催回数：24回；参加者数：390名。また、支援機器の貸出も大学支援者・障害学生に行なった。
- 個別相談：個別相談はオンライン（zoom利用）、電話、メール、来訪および訪問の形式で行った。一度の相談内容には、何度もの連絡を取り合うこともあり、実際の件数よりも対応数は多い。件数：大学関係者251件、障害学生本人（大学生・大学院生）24件、障害のある児童生徒9件、一般学生（支援学生など）3件、保護者5件、その他の学校5件、企業18件、団体31件。
- PHEDメーリングリスト：情報発信や参加者とのコンタクトに使用するメーリングリストを作成した。ML登録者数延べ1,842件。
- 国際連携：国際連携促進のため海外視察に参加し、高等教育と就労移行に関するシンポジウム、IDIS2020国際シンポジウムを実施。

社会で活躍する障害学生支援プラットフォーム形成事業（京都大学）_事業成果

【成果の概要】

各機関間に生じた障害学生支援に対する温度差の是正の実現に向け、東京大学プラットフォーム事業および本事業連携校の広島大学とともに役割分担を明確にしながら以下の3つの取り組みを中心に事業を進めた。

<相談事業>

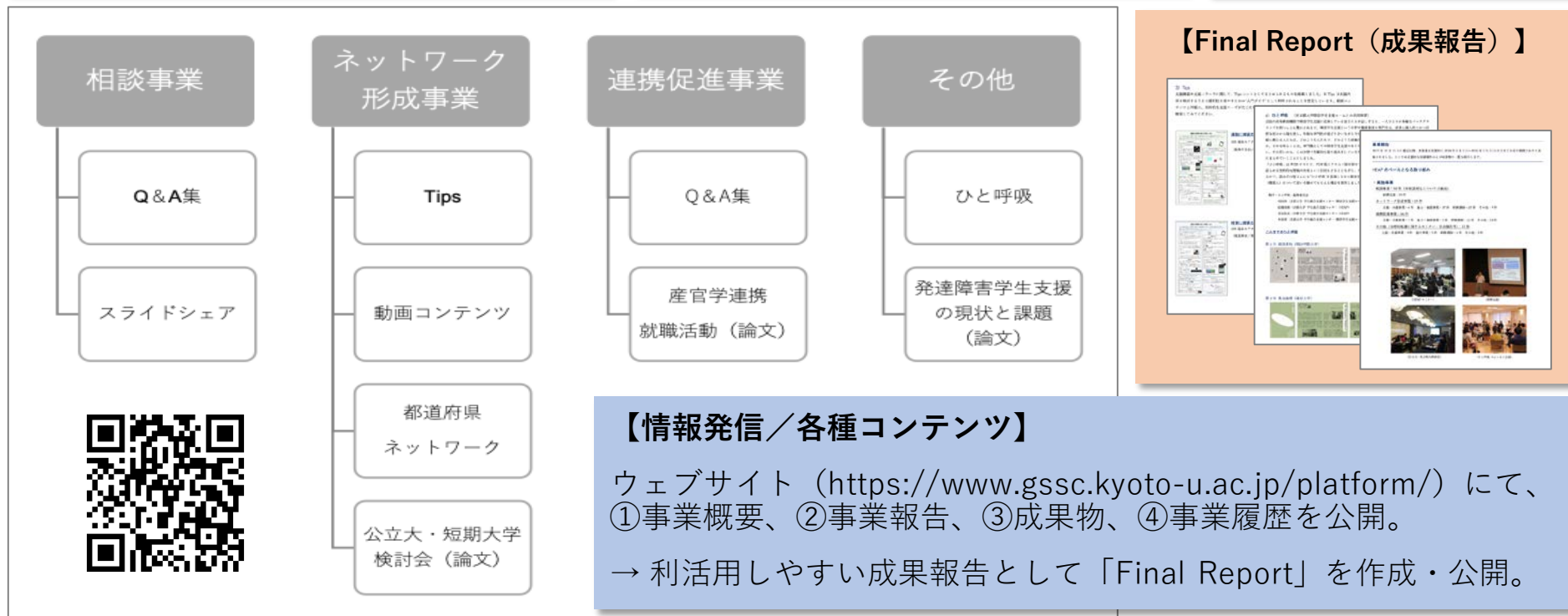
全国の高等教育機関、高等学校、都道府県市町村教育委員会主催の研修会等への講師派遣を通じた体制強化策の提示、啓発、そして困難事例に関する相談に対し、実務者目線から即応策を示した。合理的配慮や体制整備等に関する相談窓口を開設し、相談対応を実施した。相談対応件数278件（記録がある正規対応分のみ）、講演講師は100機関以上で担当し、参加者のべ7000人以上が参加した。

<ネットワーク形成事業>

関西地区、東海地区、九州沖縄地区、中国四国地区、北海道地区における障害学生支援に関する地域ネットワークの運営助言等を通じ、地域大学間協力体制の強化を行った。公立大学、短期大学、高等専門学校、通信制大学等の設置種別に応じた研修支援および検討会等を実施し、ネットワーク形成支援を実施した。支援機器の展示、リソースシェアプログラムを実施した。

<連携促進事業>

中等教育段階からの接続（高大接続）に関する取り組みを実施した。大阪府、京都府、愛知県、岐阜県をはじめとした自治体や地域社会資源との連携による社会移行支援のモデル形成事業を実施した。



(独) 日本学生支援機構による取組

1. 大学等における障害のある学生の修学支援に関する実態調査

- ・すべての大学等（大学・短大・高専）を対象に、毎年度、障害学生の状況や支援の取組状況について調査を実施
- ・調査結果を公表し、各大学等における修学支援の充実のための基礎データとして活用

2. 障害学生支援理解・啓発セミナー

- ・障害学生が在籍していない、あるいは思うように取組が進まない大学等を対象に、合理的配慮等の基本的事項の理解啓発を行うセミナー
- ・令和2年度はYouTubeにてオンデマンド配信

3. 障害学生支援専門テーマ別セミナー

- ・発達障害学生への支援、地域連携体制構築、高等学校との支援接続等、特に対応の必要性が高い専門性のある支援等についてのセミナー
- ・令和2年度はYouTubeにてオンデマンド配信

4. 障害学生支援実務者育成研修会

- ・講義・演習形式のカリキュラムにより、障害学生支援実務者を育成する研修会
- ・令和2年度 基礎プログラム-160名参加 応用プログラム-56名参加

5. ハンドブックや事例集などの作成

(1) 合理的配慮ハンドブック

障害学生支援の基本的考え方や関係法令をわかりやすい平易な言葉で解説（平成29年度作成・公表／平成30年度市販）

(2) 教職員のための障害学生修学支援ガイド

障害種別ごとに、学生が抱える困難さや、それに対して具体的にどのような支援に取り組みばよいかを解説（平成26年度改訂・公表）

(3) 障害のある学生への支援・配慮事例

大学等において、人的・物的資源など様々な制約がある中で工夫された支援・配慮事例を計188件紹介（平成27年度作成・公表）

(4) 障害のある学生に関する紛争の防止、解決事例集

障害のある学生と大学等との間での紛争の防止や解決につながる対応や取組の事例集。

毎年大学等から事例を提供いただき、有識者による分析を経て、公表。

令和元年度に発生した事例は令和2年度に計41件公表。

「障害学生に関する紛争防止・解決事例集ウェブコラム総集編」の作成（令和3年3月公表）



筑波大学ダイバーシティ・アクセシビリティ・キャリアセンター ダイバーシティ&インクルージョン教育拠点

- 1)FD/SDで取り扱う学生像を「脳の多様性」から、「身体の多様性」や「性の多様性」までを包含
- 2)ICTツールの開発・活用による選択可能な教職員研修・学生支援パッケージの充実
- 3)キューブモデルによる職種・キャリア段階・場面別の「立体的」な研修カリキュラムの開発・評価
- 4)学生支援のハブ的人材の養成・認定による各学校や学生の現状に即した支援のセミオーダー化

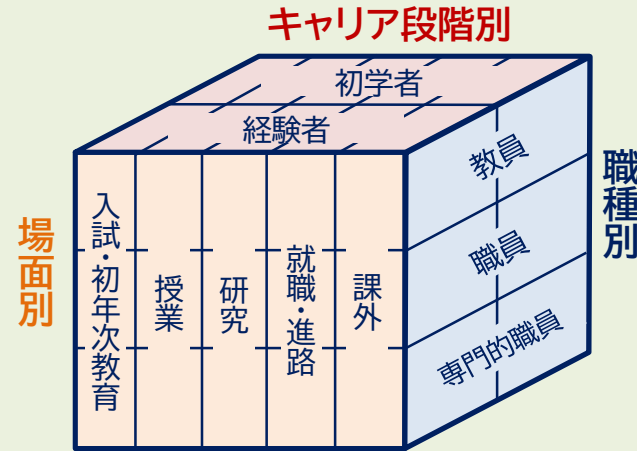
1)「脳の多様性」から「身体の多様性」「性の多様性」を包含



障害の社会モデルに基づき、「脳の多様性」から「身体の多様性」、ならびに「性の多様性」についても、多様性の一側面としてFD/SDプログラムに包含

幅広い多様性教育の知見を最大限に共同利用するFD/SDプログラムを構築

3)立体的な研修カリキュラムの開発・評価



専門性のキューブモデル(Rodolfa et al., 2005) 職種別・キャリア段階別の研修内容に加えて「場面別」に研修内容を系統化

FD/SD等プログラムを定量的・定性的に効果評価

2)選択可能な教職員研修・学生支援パッケージ

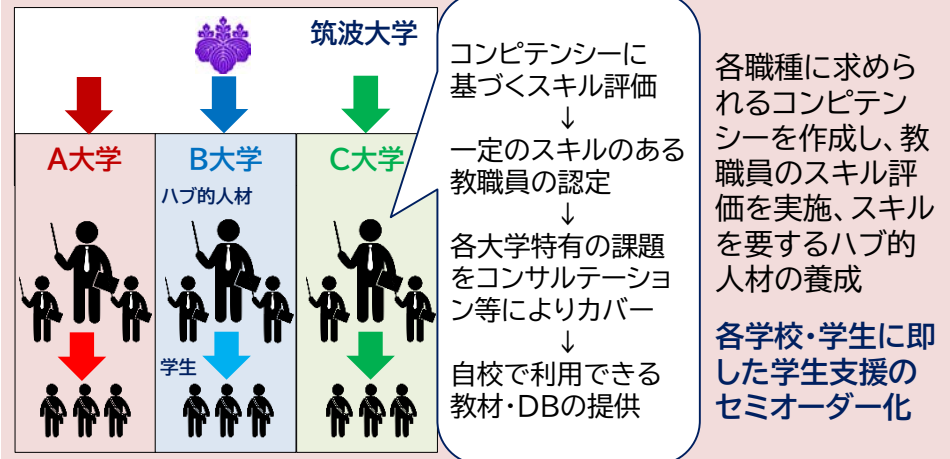
FD/SD研修・講師派遣 オンライン型/ウェビナー型 e-learning形式 演習・ワークショップ形式	コンサルテーション 対面・電話・メール・ビデオ 通話による個別相談対応 相談ネットワーク(RADDネット)
カリキュラム開発・評価 学生の困り感や強みに基づく アセスメント/支援フロー 教職員スキル評価/人材養成	教材・データベース 支援情報データベース(LSB)、 チャットボット、仮想事例動 画、マンガを用いた多様性啓 発

ICTツールの開発・活用により、多忙な教職員でも知りたい/身に付けたい知識・技術を最適な方法やタイミングで提供※1

選択可能な教職員研修・学生支援パッケージを提供

※1発達障害の例

4)人材養成・認定による支援のセミオーダー化



コンピテンシーに基づくスキル評価
↓
一定のスキルのある教職員の認定
↓
各大学特有の課題をコンサルテーション等によりカバー
↓
自校で利用できる教材・DBの提供

各職種に求められるコンピテンシーを作成し、教職員のスキル評価を実施、スキルを要するハブ的人材の養成

各学校・学生に即した学生支援のセミオーダー化

障害のある学生支援に関するネットワーク①(PEPNet-Japan)

PEPNet-Japanとは

日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク (PEPNet-Japan : The Post Secondary Education Programs Network of Japan) は、筑波技術大学の呼びかけにより、平成16年10月に結成された高等教育機関間のネットワーク。

全国の各高等教育機関における聴覚障害学生支援体制の確立および全国的な支援ネットワークの形成に寄与することを目的としている。障害学生支援に関わる他の機関とも連携しながら、聴覚障害学生支援に関わる活動を通して、障害学生支援全体の発展を目指した活動を行っている。

活動内容

■ 聴覚障害学生支援に関わる情報提供と相談対応

PEPNet-Japanのネットワークを活かし、聴覚障害学生への合理的配慮の提供や、学内の支援体制構築などに関する情報や助言を提供。

(例)実習での支援方法の助言、FD/SD研修の講師派遣、他大学の支援体制の事例紹介

■ 聴覚障害学生支援MAP(PEPなび)の運営

全国の高等教育機関における聴覚障害学生支援の情報を掲載するデータベースで、各大学の支援状況や事例を共有

■ 大学全体の支援体制引き上げ

全国の大学で、より高いスタンダードでの合理的配慮の提供がなされていくよう、基盤の構築を図っている。

正会員大学・機関間の情報交換会の開催や、正会員大学・機関のリードによる各地域の情報交換会等の開催促進。

■ 日本聴覚障害学生支援高等教育支援シンポジウム

PEPNet-Japanの活動成果を広く発信するとともに、全国の大学の支援実践について情報交換をすることを目的に、毎年1回シンポジウムを開催。

■ 各種教材の作成・配布

DVDシリーズ「Access! 聴覚障害学生支援」をはじめとする多様な教材を作成し、全国の大学・機関関係者に広く配布。

■ Webによる情報発信、Twitterアカウントの運用

作成した教材をはじめ、聴覚障害学生支援に関わる多彩な情報をウェブサイトやTwitterで発信。

【オンライン授業での情報保障に関するコンテンツ集】

オンライン授業を行う際に活用可能な聴覚障害学生支援に関わるコンテンツを紹介。

収録された授業映像や動画教材に字幕を付ける方法、リアルタイム配信の授業で離れた場所からパソコンテイクを行う方法等を掲載。



正会員大学・機関(32) : 障害学生支援の体制を有し聴覚障害学生支援の実績のある大学、または聴覚障害学生支援を主たる活動目的とし、大学の支援体制構築に貢献した実績のある機関。

準会員大学・機関(59) : 聴覚障害学生支援の情報を得たい、あるいは聴覚障害学生支援に関心のある大学、大学内の組織、または機関。

個人会員(265) : 聴覚障害学生支援の情報を得たい、あるいは聴覚障害学生支援に関心のある個人。

障害のある学生支援に関するネットワーク②(AHEAD JAPAN)

AHEAD JAPANとは

一般社団法人全国高等教育障害学生支援協議会（「AHEAD JAPAN」）は平成26年10月に設立され、障害のある学生支援に関する知識や経験を持ち寄り蓄積する**全国大会の開催を中心に、高等教育機関における障害のある学生支援の知識や経験の蓄積と共有を推進している。**

令和2年7月31日現在、法人正会員は99法人、第一種個人正会員（障害学生支援室やセンターなどの単位での会員となっているもの）は7法人。

事業内容

- 大学における障害学生支援に関する実践・研究集会の開催
- 大学間の障害学生支援に関する連携・協力・研修事業
- 大学における障害学生支援に関する国内国外の資料及び情報の収集・提供
- 大学における障害学生支援に関する調査・研究
- 大学における障害学生支援に関する機関誌、書籍、報告書等の刊行
- その他この法人の目的を達成するために必要な事業

活動例

【全国高等教育障害学生支援協議会(AHEAD JAPAN)オンライン大会2020】

プログラム

1. 臨時特別企画
「コロナウィルスと障害学生支援」
2. テクニカルスタンダード
「テクニカルスタンダードと合理的配慮をめぐる諸課題について ～専門職養成系高等教育機関：メディカルスタッフ養成分野を中心に～」
3. 発達障害学生と社会移行
「発達障害学生の社会移行支援に必要な連携を考える」
4. 高専プログラム
「高等専門学校における障害学生支援の課題 ～発達障害の理解を深めて配慮・支援の在り方を考察する～」
5. 紛争解決・メディエーター
「高等教育におけるメディエーターの意義と可能性」

障害のある学生支援に関するネットワーク③(DO-IT Japan)

Do-IT Japanとは

DO-IT (Diversity, Opportunities, Internetworking and Technology) Japanは、平成19年より東京大学先端科学技術センターが主催、日本マイクロソフト株式会社、ソフトバンク株式会社、富士通株式会社が共催し、その他の多くの企業や団体が協力する産学連携により継続している。

DO-IT Japanでは、通常の教育から排除されやすい、様々な障害や病気のある児童生徒・学生に、「通常の教室や受験でのICT活用」、「自己決定やセルフ・アドボカシーの涵養」、「インターネットを通じた全国的・国際的コミュニティの構築」を通じて、高等教育への進学と、その後の専門的なキャリア移行を長期的に支援し、将来の社会のリーダーを障害のある若者の中から育てることを目指すプログラムである。

事業内容

未来のリーダーとなることが期待される少数の生徒・学生を、全国の障害のある児童生徒・学生から選抜し、集中的に教育・支援するスカラー・プログラムを中心に、年間を通じた教育プログラムを展開している。

●スカラープログラム

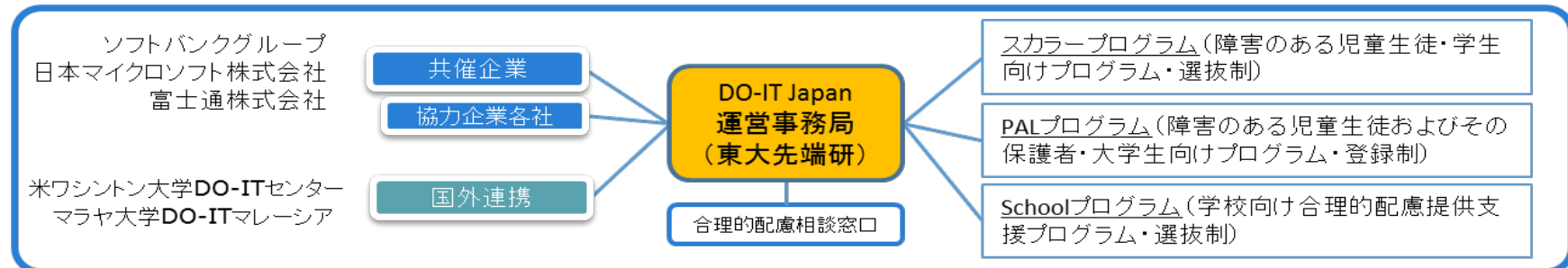
障害があり、学びや生活に困難のある、中学生、高校生、高卒者、大学生、大学院生の中から、テクノロジーの活用と移行支援を通じて、将来のリーダーとなる人材を養成することを目的としている。

●パルプログラム

学びに困難のある、児童生徒・学生に向けて、テクノロジーを活用した学びの保障について、情報提供を行うことを目的としている。

●スクールプログラム

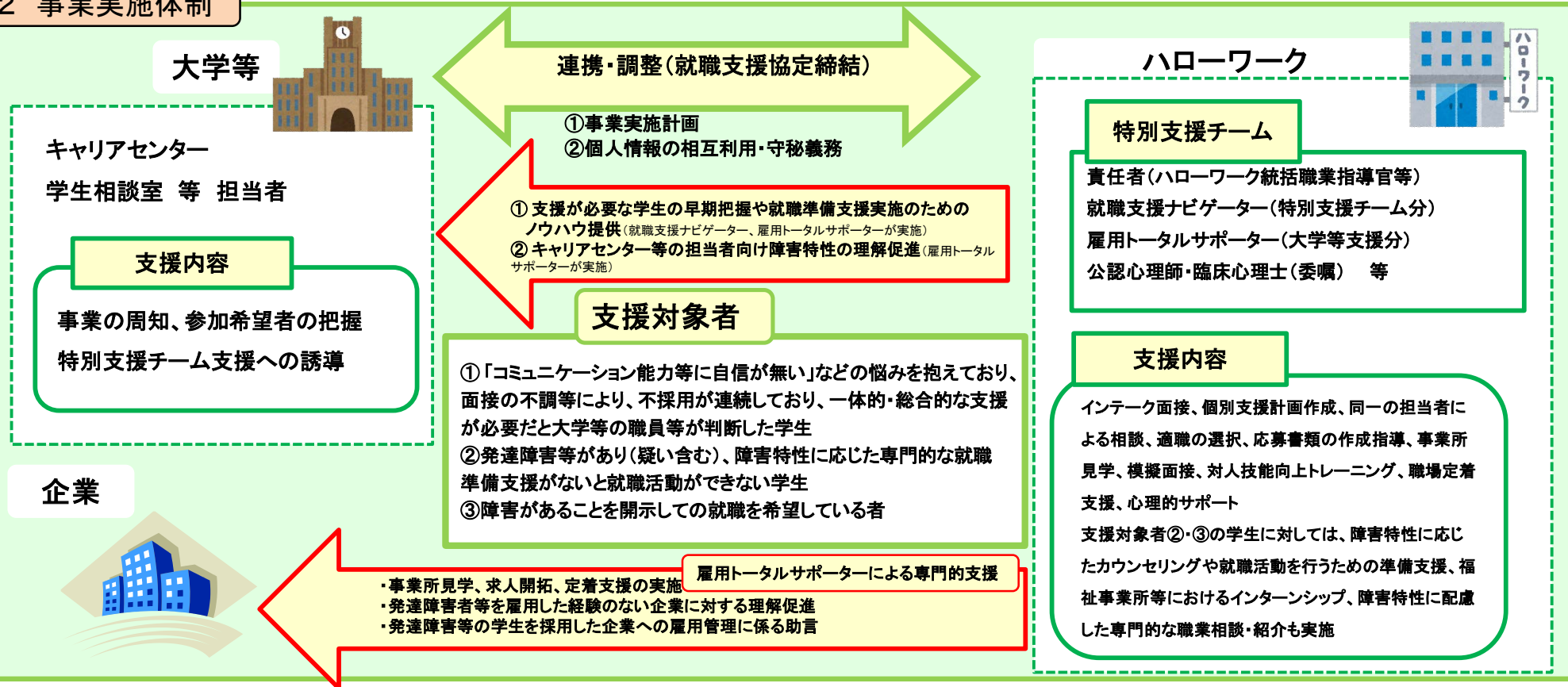
協力企業と共に、テクノロジーやサービス、支援に関するノウハウを学校に届け、配慮ある環境の整備を目的としている。



1 目的

コミュニケーション能力の不足や対人関係の構築等に課題があり、面接不調により不採用が続いており卒業までに内定を得ることが困難な学生や、発達障害等のために専門的な支援がないと就職活動自体が困難な学生等に対して、特別支援チームを設置し、大学等と連携して支援対象者の早期把握を図るとともに、就職準備から就職・職場定着までの一貫した支援を行う。

2 事業実施体制



3 事業の特徴等

○「特別支援チーム(※)」を設置し、支援対象者一人ひとりに対して「個別支援計画」を作成し、就職支援ナビゲーターが中心となって関係者がチームで支援を実施。

なお、障害があり、障害特性に応じた専門的支援が必要な学生には雇用トータルサポーターによる個別支援を実施

※ 特別チーム支援実施労働局：北海道、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、静岡、愛知、京都、大阪、兵庫、奈良、岡山、広島、福岡

雇用トータルサポーターは、北海道、栃木、埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、京都、大阪、兵庫、福岡に配置

○就職準備から就職支援、職場定着支援等のフォローアップまでのトータル支援を実施

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）概要

施行期日：令和元年6月28日

目的（1条）

視覚障害者等（＝視覚障害、発達障害、肢体不自由等の障害により、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者）の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進
障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与

基本理念（3条）

- ・アクセシブルな電子書籍等（デジタイズ図書・音声読上げ対応の電子書籍・オーディオブック等）が視覚障害者等の利便性の向上に著しく資することに鑑み、その普及が図られるとともに、視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続き、アクセシブルな書籍（点字図書・拡大図書等）が提供されること
- ・アクセシブルな書籍・電子書籍等の量的拡充・質の向上が図られること
- ・視覚障害者等の障害の種類・程度に応じた配慮がなされること

国・地方公共団体の責務（4条・5条）

- ・国は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的に策定・実施
- ・地方公共団体は、国との連携を図りつつ、地域の実情を踏まえ、施策を策定・実施

基本的施策（9条～17条）

①視覚障害者等の図書館利用に係る体制整備等（9条）

- ・アクセシブルな書籍・電子書籍等の充実
- ・円滑な利用のための支援の充実
- ・点字図書館における取組の促進 など

②インターネットを利用したサービス提供体制の強化（10条）

- ・アクセシブルな書籍・電子書籍等の利用のための全国的ネットワーク（サピエ図書館を想定）の運営への支援
- ・関係者間の連携強化 など

③特定書籍・特定電子書籍等の製作の支援（11条）

- ・製作基準の作成等の質の向上のための取組への支援
- ※特定書籍・特定電子書籍等：著作権法37条により製作されるアクセシブルな書籍・電子書籍等
- ・出版者から製作者に対するテキストデータ等の提供促進のための環境整備への支援 など

※地方公共団体は、③のテキストデータ等の提供促進部分・④・⑤・⑧を除き、国と同様に施策を講ずる。

④アクセシブルな電子書籍等の販売等の促進等（12条）

- ・技術の進歩を適切に反映した規格等の普及の促進
- ・著作権者と出版者との契約に関する情報提供
- ・出版者から書籍購入者に対するテキストデータ等の提供促進のための環境整備に関する検討への支援 など

⑤外国からのアクセシブルな電子書籍等の入手のための環境整備（13条）

- ・相談体制の整備 など

⑥端末機器等・これに関する情報の入手支援（14条）

⑦情報通信技術の習得支援（15条）

- ・講習会・巡回指導の実施の推進 など

⑧アクセシブルな電子書籍等・端末機器等に係る先端的技術等の研究開発の推進等（16条）

⑨製作人材・図書館サービス人材の育成等（17条）

文部科学大臣・厚生労働大臣が定める基本計画で具体化（7条）、地方公共団体は計画策定の努力義務（8条）
政府に対し、施策の実施に必要な財政上の措置等を義務付け（6条）

協議の場等（18条）

文部科学省、厚生労働省、経済産業省、総務省等の関係行政機関の職員、国会図書館、公立図書館、大学等の図書館、学校図書館、点字図書館、上記②のネットワークの運営者、特定書籍・特定電子書籍等の製作者、出版者、視覚障害者等その他の関係者による協議の場を設ける等

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画【概要】（読書バリアフリー基本計画）

本計画の位置付け

- ・視覚障害者等（＝視覚障害、発達障害、肢体不自由等の障害により、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者）の読書環境の整備の推進に関する施策の推進を図るため、読書バリアフリー法（7条）に基づき、総務大臣・経済産業大臣等との協議を経て、文部科学大臣・厚生労働大臣が策定（対象期間：令和2～令和6年度）。
- ・関係者による「協議の場」（18条）として設置した関係者協議会からの意見聴取を踏まえて策定。
- ・本計画策定後も、引き続き関係者協議会を開催するとともに、定期的な施策の進捗状況等の把握、課題の解決に向けた取組を実施。

基本的な方針

1. アクセシブルな電子書籍等の普及及びアクセシブルな書籍の継続的な提供

- ・アクセシブルな電子書籍等（＝音声読み上げ対応の電子書籍、デイジー図書、オーディオブック、テキストデータ等）について、市場で流通するものと、著作権法第37条に基づき障害者施設、図書館等により製作される電子書籍等を車の両輪として、その普及を図る。
- ・視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続きアクセシブルな書籍（＝点字図書、拡大図書等）を提供するための取組を推進する。

2. アクセシブルな書籍・電子書籍等の量的拡充・質の向上

- ・公立図書館、点字図書館、大学及び高等専門学校の附属図書館、学校図書館、国立国会図書館において各々の果たすべき役割に応じアクセシブルな書籍等を充実させる。
- ・アクセシブルな書籍等を全国の視覚障害者等に届ける仕組みとして図書館間の連携やネットワークを構築する。

3. 視覚障害者等の障害の種類・程度に応じた配慮

- ・読書環境の整備を進めるに当たり、視覚障害者等の個々のニーズに応じた適切な形態の書籍等を用意する。

施策の方向性

1. 視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等（9条関係）

- ・公立図書館等や国立国会図書館、点字図書館におけるアクセシブルな書籍等の充実
- ・各図書館の特性や利用者のニーズ等に応じた、円滑な利用のための支援の充実

【障害学生支援担当部局等に係る事項】

- ・大学等の図書館と学内の障害学生支援担当部局等の関係部局との情報共有を促進し、相互の連携を強化する。
- ・全国の大学等の障害学生支援を担う施設は、大学図書館に類する役割や機能を有する施設であれば、著作権法施行令において視覚障害者等のための複製が認められる者として位置付けられている。

- ・視覚障害等のある児童生徒及び学生等が在籍する学校における読書環境の保障
- ・公立図書館等における障害者サービスの充実

2. インターネットを利用したサービスの提供体制の強化（10条関係）

- ・アクセシブルな書籍等の統合的な検索システムに係る十分な周知
- ・国立国会図書館やサビエ図書館のサービスの周知、サービス内容や提供体制等の検討
- ・サビエ図書館への会員加入の促進などサビエ図書館の安定的な運営に資する支援の推進

3. 特定書籍・特定電子書籍等の製作の支援（11条関係）

- ・サビエ図書館における製作手順や仕様基準の作成支援
- ・特定書籍・特定電子書籍等（＝著作権法第37条により製作されるアクセシブルな書籍・電子書籍等）の製作ノウハウ共有等による製作の効率化
- ・製作者への電磁的記録の提供に関する課題や具体的方法について出版関係者との検討の場を設置

4. アクセシブルな電子書籍等の販売等の促進等（12条関係）

- ・ICT技術等の進歩を適切に反映した規格等の普及の促進
- ・アクセシブルな電子書籍等の販売等に関する著作権者と出版者との契約に資する情報提供
- ・書籍購入者への電磁的記録の提供に関する課題や具体的方法について出版関係者との検討の場を設置
- ・民間電子書籍サービスの図書館への導入を支援

5. 外国からのアクセシブルな電子書籍等の入手のための環境整備（13条関係）

- ・受入れ・提供機関の役割分担等による円滑な入手及び外国への提供の促進

6. 端末機器等及びこれに関する情報の入手支援、ICTの習得支援（14条・15条関係）

- ・点字図書館等とICTサポートセンターの連携による端末機器等の情報の入手支援
- ・点字図書館と公立図書館の連携によるサビエ図書館等のICTを用いた利用方法に関する相談・習得支援、端末機器の貸出等の支援
- ・地方公共団体による端末機器等の給付の実施

7. アクセシブルな電子書籍等・端末機器等に係る先端技術等の研究開発の推進等（16条関係）

- ・研究開発やサービス提供者に対する資金面の支援及び開発成果の普及

8. 製作人材・図書館サービス人材の育成等（17条関係）

- ・司書、司書教諭・学校司書、職員等の資質向上に資する研修等の実施
- ・点訳者・音訳者、アクセシブルな電子データ製作者等の計画的な人材の養成